

(案)

嶺北森林管理署庁舎等清掃請負作業契約書

発注者 分任支出負担行為担当官 嶺北森林管理署長 ○○○○ (以下「甲」という。)
請負者 ○○○○ ○○○○ (以下「乙」という。)との間で次のとおり請負契約を締結し、下記の条項によって誠実にこれを履行するものとする。

- 1 作業の名称 嶺北森林管理署庁舎等清掃作業
- 2 請負期間 自 令和 7年 4月 1日
至 令和 8年 3月 31日
- 3 請負金額 ¥ . -
(うち消費税額 ¥ . -)
(但し1ヶ月当たり¥ . -)
- 4 契約保証金 免除
- 5 支払場所 嶺北森林管理署

契 約 条 項

(総則)

第1条 乙は、別紙1作業基準仕様書(以下「仕様書」という。)及び別紙2清掃作業基準表(以下「基準表」という。)に基づき甲の指定する監督職員(以下「監督職員」という。)の指示に従い頭書の作業を実施しなければならない。

2 甲は、前項の監督職員を指定した場合は、乙に通知するものとする。

3 監督職員は、契約書・仕様書及び基準表に定められた範囲内において、次の職務を行うことができる。

(1) 作業の実施に立会又は必要な監督を行い、若しくは必要な指示を与えること。

(2) 乙の作業員について事業の実施に著しく不相当と認められる者があるときは、その交替を求めること。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ文書により甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

(作業物件又は作業内容の変更等)

第3条 甲は、必要のある場合には、作業物件又は作業内容を変更することができる。

この場合において、請負代金を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 監督職員は、必要のある場合には、随時作業物件を特定して作業員に対して、清掃作業の中止を求め、又は当該物件の所在場所への立入を禁止することができる。

(名簿)

第4条 乙は、清掃作業従事者名簿を甲に届け出なければならない。異動があった場合もまた同様とする。

(不適格なる作業員等)

第5条 甲が不適格者と認めた場合は、乙は速やかにこれに代わるものを置くものとする。

(基準に不適格の場合)

第6条 乙の実施した作業が仕様書及び基準表に示すものと適合していないと監督職員が認めたときは、その作業の手直しを命ずることができる。この場合の費用は乙の負担とする。

(電力、給水、ガス等の負担)

第7条 乙が仕様書に基づく作業を実施するに際し、使用する電力給水及びガス等については、甲の負担とする。

2 乙は、電力、給水、ガスの使用については極力節減し、効率的に行わなければならない。

(損害賠償責任)

第8条 乙の作業員が故意又は過失により作業物件その他、庁舎の設備又は備付物件等を亡失又は棄損したときは、乙は直ちに自己の負担においてこれを補修し、取り替え、又は甲の指示に従い賠償の責を負わなければならない。

2 乙の作業員が第三者に損害を及ぼしたときは、乙はその責を負わなければならない。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、甲がその責を負うものとする。

(作業実施の確認)

第9条 乙は、毎日作業実施後、清掃実施報告書を提出し、監督職員の確認を受けなければならない。

(請負代金の支払)

第10条 清掃請負代金の請求は1ヶ月毎とし、完了分について乙の適法な支払請求書を甲が受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

2 甲の責に帰すべき理由により前項の期間内に甲が代金を乙に支払わないとき（天災その他不可抗力による場合を除く）は、甲はその期日の翌日から代金を乙に支払った日までの日数に応じて政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した金額を遅延利息の支払いとして請求することができる。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。この場合乙は違約金として契約金額の10/100に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、給付の完了のものについては適用しない。

(1) 乙において契約上の義務を履行せず又は履行する見込みがないと甲が認めたとき。

(2) この契約に関し、乙が不正行為をなしたと甲が認めたとき。

(3) 正当な理由なく乙が契約解除を申し出たとき。

(4) 前項により契約を解除した場合において清掃請負の既済部分があるときは、甲はこれを検査し、合格と認めたものについて代金を支払うものとする。

(5) 第1項の規定により契約を解除した場合により生じる乙の損害に対しては甲は一

切の補償をしないものとする。

(債権債務の相殺)

第12条 この契約により、乙から甲に支払うべき債務があるときは、請求代金と相殺することができる。若しくは乙の支払うべき金額が不足するときは、その不足金額は甲の発する納入告知書により指定期限までに納入するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第13条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1項第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項又は同法7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第14条 乙は、この契約に関し、次の各号に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は同法7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人

を含む。)に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第2項に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(秘密の保持と盗難の防止)

第15条 乙は、庁舎内における業務上の秘密を厳守するとともに、庁舎内の盗難の防止に協力しなければならない。

(火災予防及び臨機の処置)

第16条 乙は火災防止上、監督職員の許可を受けなければ、作業場所で火気を使用してはならない。

2 乙は災害及び盗難防止上、特に必要と認めたときは、臨機の処置を行い事故を速やかに甲または監督職員に報告するものとする。

(用具の貸与)

第17条 甲は、清掃作業に必要な用具を貸与するものとする。

2 乙は、前項の貸与品について善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(作業時間及び不就業日)

第18条 乙は、嶺北森林管理署職員の勤務日を清掃作業日とし、土曜日、日曜日、祝日、国民の祝日までを不就業日とすることができる。

2 清掃作業については、基準表に定める作業のうち庁舎事務所内の作業については執務職員の始業前に終わらなければならない。

(契約外の事項)

第19条 この契約書(仕様書及び基準表を含む。)に定めない事項又は疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議のうえ定める。

(特約条項)

第20条 別紙 暴力団排除に関する特約条項のとおり

(紛争の解決)

第21条 この契約について甲乙両者間において紛争を生じた場合は、第三者の調停により解決するものとする。

この契約を締結する証として本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 (甲)

請負者 (乙)

別紙

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲(発注者をいう。以下同じ。)は、乙(契約の相手方をいう。以下同じ。)が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者(以下「解除対象者」という。)を再請負人等(再請負人(再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。)、受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。))及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請

負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。